

受験番号	
------	--

平成28年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

専門科目

憲 法 ······ 1

民 法 ······ 2

民事訴訟法 ······ 3

国 際 法 ······ 4

国 際 私 法 ······ 5

租 稅 法 ······ 6

経 済 法 ······ 8

環 境 法 ······ 9

知的財産法 ······ 10

[憲 法]

[第1問]

外国人の人権享有主体性につき、判例や学説を踏まえて論じなさい。なお、その際には少なくとも
①政治活動の自由、②参政権、③公務就任権に言及しなさい。

[第2問]

国政調査権の範囲及び限界について論じなさい。

[民 法]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問]

民法上の行為能力の概念を説明したうえで、民法上に定めのある行為能力を制限する制度をすべて挙げし、それについて具体例を挙げてその内容を説明しなさい。

[第2問]

Aは、B所有の甲建物について、5年の期間、月額10万円で賃借する契約（以下「本件賃貸借契約」と記述）を、Bとの間で締結した。この契約においては、甲建物に改造を加える際には、必ずBの同意を得なければならないとの特約が付されていた。甲建物周辺の賃料の相場に変動がないまま3年が経過した。この間、Aは、賃料の支払いを一度も遅延しなかった。

Cは、自らの勤務の都合から、甲建物周辺で居住するための建物を探していた。そのなかでも、Cは甲建物を特に気に入ったので、Bを訪ねて、月額14万円の賃料を払うので、甲建物を借りたいと交渉を持ちかけた。Bは、現在Aに賃貸しているが、できる限り速やかにAに退去してもらうに計らうと応答した。

Bは、甲建物を訪問し、Aに対してすぐに退去するように求めた。しかし、契約に定められた期間がまだ満了していないので、AはBの申し出を断った。Bは改めて交渉に来る旨を告げて帰ろうとしたとき、甲建物の廊下の電気のスイッチの形状が変えられていることに気づいた。BがAを問いただしたところ、Aと同居する両親が使いやすいように、大きなスイッチに改造したとの返答を得た。

Bは、Aに対して、同意なく改造することを禁じている特約に違反したとしてすぐに原状に戻すように要求した。しかし、Aは、それを断り、スイッチの形状を元に戻すことはなかった。そこで、Bは、Aに対して、本件賃貸借契約の解除を通知した。

以上の事実のもと、Bによる本件賃貸借契約の解除が認められるかについて、判例の立場を踏まえて論じなさい。

[民 事 訴 訟 法]

[第1問]

XはYに対して、不法行為に基づく損害賠償請求として1000万円の給付を求める訴えを提起した。

- (1) この訴えが却下された場合、Yが控訴することは可能か。(20点)
- (2) この訴えにおける請求が全部認容された場合、Xが「損害額は1500万円であった」として控訴することは可能か。(30点)

[第2問]

AはBに対して、貸金返還請求訴訟を提起した。この訴訟について裁判外で「Bが和解金を支払えばAは訴えを取り下げる」旨の和解がA・B間で成立し、Bは和解金を支払った。それにもかかわらずAは訴えを取り下げず、第1回口頭弁論期日にBが欠席したため請求認容判決が下された。

判決が送達されたBは驚いて訴えを取り下げるようAに申し入れたところ、Aが「心配ない」というのでBはそれを信じて控訴せず、判決が確定した。

この判決について考えられるBの救済方法を論じなさい。(50点)

[国際法]

[第1問] 国際紛争解決の方式としての仲裁裁判と司法裁判（司法的解決）の異同について述べなさい。（70点）

[第2問] 下記の用語の意味について略述せよ。（30点）

- ① 国籍の機能
- ② 国内的救済原則
- ③ TPP

[国際私法]

X国人女Aと日本人男BはY国の大学に留学中に知り合い、婚姻の意思を固め、Y国に駐在するX国領事館でX国法上の方式により婚姻した。この婚姻はBの戸籍には記載されていない。

婚姻の直後にABは日本で婚姻生活を始めたが、間もなくBは、日本に留学しているY国人女Cと交際を始め、ABが来日してから2年後にBはAのもとを去りCと同居生活を始めた。それ以来現在まで、Aは東京都内に住んでおり、BCは横浜市内に住んでいる。

BCは同居生活を始めてから3年後に日本法上の方式により婚姻した。

そこでAは日本の裁判所に、①Bに対して離婚を求めて訴訟を起こすとともに、②BCの婚姻は重婚であるとしてBCの婚姻の取消を求めて訴訟を起こした。

なお、Y国法は次のように定めている。

Y国民法

101条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

102条 前条の規定に違反した婚姻は、各当事者、当事者の配偶者、各当事者の親族又は検察官から、その取消しを裁判所に請求することができる。

次の間に答えよ。

(1)ABの婚姻は日本において方式上有効であるか。(35点)

(2)ABの婚姻が日本において有効である場合、ABの離婚に関して裁判所はどの国の法を適用すべきか。
(35点)

(3)ABの婚姻が日本において有効である場合、裁判所はBCの婚姻を取消すべきか。(30点)

[租 税 法]

下記の設問のうち一問を選択して解答しなさい。解答に際しては、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。なお、適用法令は 2015 年 4 月 1 日現在有効な所得税法、消費税法等のいわゆる本法と租税条約（議定書等付属文書を除く。）に限る。

[第 1 問]

日本国内に住所を有する X は、大学卒業後、勤務地に近い繁華街の不動産を賃借して居住していたが、Z と婚約したため、新たに 2LDK の新築不動産 B（土地建物）を購入し結婚後の新居とした。そこで X は、取引銀行 A に依頼し同銀行からいわゆる住宅ローンを借り入れた。当該住宅ローンは、居住のために取得する不動産の取得代金の全部又は一部に充当することを目的とし、取得不動産 B を担保として貸付金額 2 千万円、返済期間は 30 年間、利子は 30 年間固定年 1 % で、返済は毎月元利均等返済（毎月 27 日に元利合計 64,327 円。ボーナス返済なし）という条件であった（融資手数料、保証料及び団体信用生命保険料は無視すること）。貸付は 2015 年 1 月 27 日に実行され、即日当該不動産 B の所有権を取得し登記を行うとともに同銀行を第一抵当権者とする抵当権設定登記が行われた。この融資条件によると初回の元利弁済は 2 月 27 日であった。

X は、Z との間で 2015 年秋に婚姻届を出し挙式を挙げた後に夫婦としての共同生活を始めると話を決めていたため、自己が購入した不動産には新婦とともにに入居したいと考え、所有権を取得した後も週末の部屋の掃除や換気を行う以外には当該不動産 B に立ち入ることはなかった。X・Z 夫婦は、2015 年 11 月 28 日、この不動産 B に転居し、所轄区役所に転入届を提出して同日より起臥寝食をともにする共同生活を始めた。X・Z 夫婦はその後、妻 Z の出産を機に、より大きなマンションに引っ越ししたいと考え、上記の住宅ローンを一括返済した上で上記不動産 B を業者に売却し、近隣の 4LDK の不動産 C（土地建物）を購入して転居した。不動産 B の所有権取得日（2015 年 1 月 27 日）から夫婦での入居の日（2015 年 11 月 28 日）までの間の当該住宅ローンの元利弁済は 10 回（2 月 27 日～11 月 27 日の毎月 27 日）、弁済額は総額 643,270 円（うち元本弁済 478,401 円、利子弁済 164,869 円）であった。

X は、不動産 B の譲渡損益の申告に際して、上記住宅ローンの利子を所得税法上どのように扱うことができるか、答えなさい。

[第2問]

東京都内に本店を有し日本内外に営業支店を有する都市銀行X社は、香港に所在する同社の支店を通じて、米国デラウェア州会社法を設立準拠法として設立され米国内に本店を有する自動車製造企業であるB社から資金を調達し（本件資金調達）、資金は日本の本支店を経由することなく直接香港支店の自己勘定口座に入金された。本件資金調達は、当該香港支店が非居住者外国法人からの預金の受入業務について香港政府から認可を受けていなかったために、日本民法を準拠法とする金銭消費貸借契約の形態において行われ、当該契約においては、XはBに対して毎年1回年末に元金均等弁済により、年利5%の利子を支払うべきものとされていた。その後Xは、その全額を当該香港支店自己勘定口座から日本民法を準拠法とする金銭消費貸借契約により中華人民共和国広東省東莞市に所在する顧客A（郷鎮企業による来料加工工場）に対して貸付けた。Xは、Bとの間の契約に従い、窓口となった当該香港支店の手元資金を利用して香港支店からBに対して元金均等弁済により元利を弁済している。

（1）XがBに対して支払うBからの借入金にかかる利子は、我が国所得税法上どのような扱いを受けるか、答えなさい。

（2）また、Bは米国連邦内国歳入法上の内国法人であることから、（1）の利子に対しては日米租税条約（2003年）が適用されると考えられるが（同条約4条1項。なお、同条約22条（特典制限）の要件は充足しているものとする）、日米租税条約が適用された場合には、当該利子についての我が国法人税法上の扱いは当該条約上どのように変更されるか、答えなさい。

[経 済 法]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問] 独占禁止法3条後段による規制について知るところを述べよ。まず、要件についてそれぞれ説明し、その後、行為が3条後段に該当するとされた場合の、独占禁止法およびその他の法令上の行政・刑事・民事上の効果を説明せよ。

[第2問] 以下の事例において、Eの行為は独占禁止法上どのような評価を受けるか。また、独占禁止法違反とされた場合の独占禁止法およびその他の法令上の行政・刑事・民事上の効果はいかなるものか。

A、B、C、DおよびEの5社は自治体Xが発注する文具Pの製造または販売を行う事業者である。A、B、Cは文具Pの製造および販売を行い、Dは販売のみを行っていた。EはDが受注および販売する文具Pを製造してDに納入することのみを目的として設立され、Dの専属メーカーのような機能を果たしており、自ら販売のための営業活動は行っていない。DはEの発行済み株式の10%を保有し、第3位の株主であり、Eの年間売上高のほとんどがDに対するものであった。文具Pの製造には高度の技術が必要であり、日本国内の他のメーカーが文具Pの製造に新規参入する見通しはない。

自治体Xは、平成24年より住民に対する通知において文具Pを用いることとし、その発注を指名競争入札の方法で行うこととした。平成24年2月に実施した指名競争入札の参加者として、A、B、C、およびEを指名した。以降の入札でも自治体Xは毎回この4社のみを指名した。Dは指名を受けなかった。

平成24年2月の入札に際して、A、B、C、D、およびEの5社は会合を開催し、Eは文具Pの入札に関する営業活動をDに任せることをA、B、C、およびDに対して表明し、これら4社はこれについて同意した。A、B、C、およびDは、文具Pの入札ごとに落札予定業者を決定すること、落札予定業者以外の3社は落札予定事業者が落札できるように相互に協力すること等を決めた。以後、平成27年3月までのXが発注する文具Pに関するすべての入札において、5社はこの取決めにしたがって、入札の事務等に必要な手続きを行っており、毎回A、B、C、およびEのいずれかが落札していた。

[環 境 法]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。

[第1問]

公害被害を対象とする不法行為損害賠償事件の裁判においては、「因果関係の立証責任の（事実上の）転換」、あるいは「因果関係の一応の推定」と呼ばれる主張や判断がなされる場合があるが、これは、① どのような事案の場合に、② どういう理由で行われる、③ どのような主張や判断のことなのか、説明しなさい。

[第2問]

2015年の11月から12月にかけて、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議（COP21）では、「温暖化対策の歴史的転換点」とも言われる「パリ協定」（Paris Agreement）が合意されたが、その合意の、何が、どう「歴史的」なのか、説明しなさい。

[知 的 財 産 法]

[第1問]

著作権法において、著作者等の権利を保護するとともに、著作物等の公正な利用を図るという観点から、両者の間の均衡をとるために設けられている仕組みについて、論じなさい。

[第2問]

著作者人格権の内容と意義について、論じなさい。著作者人格権のあり方について課題があると考える場合は、課題についても論じなさい。